

信州辰野町 企業支援 ガイドブック

長野県辰野町



辰野町融資あっせん

町では、事業者の皆さんが事業に必要な資金を金融機関から円滑に調達できるよう、金融機関を通じて低利融資を行っています。

町が、金融機関に対して資金を預託することにより利率を引下げるとともに、利子の一部を補助しています。また、信用保証協会への保証料の一部を負担しています。

ご利用いただける方

- ◆ 町内に工場又は店舗、事業所を有する方
- ◆ 1年以上継続して同一事業を営んでいる方
- ◆ 町税等を完納している方

次の方はご利用できません

- ① 金融機関から取引停止の処分を受けている方
- ② 信用保証協会で代位弁済中の方
- ③ 許可等を要する業種について、これらを受けないで営業している方
- ④ 公序良俗に反する行為又は違法な行為を行っている方
- ⑤ 制度資金を不正に使用したことのある方

お借入れ手続き

お借入れを希望する金融機関にご相談ください。

(下記「取扱金融機関」参照)

取扱金融機関

- ◆ 八十二長野銀行 辰野支店 TEL 0266-41-1182
- ◆ アルプス中央信用金庫 辰野支店 TEL 0266-41-0005
- ◆ アルプス中央信用金庫 宮木支店 TEL 0266-41-3481
- ◆ アルプス中央信用金庫 箕輪支店 TEL 0265-79-2205

留意事項

- ◆ 1事業者あたりの借入金総額は2,500万円とします。
- ◆ 貸し出し順位は、利用回数の少ない企業から優先します。
- ◆ すべて長野県信用保証協会が債務の保証をする貸付とします。
- ◆ 資金区分・資金用途ごとの貸付限度額は過去の借り入れ残高が含まれます。
- ◆ 県の資金に準じているため民間一般資金の借り換えはできません。
- ◆ 新規開業に事業承継は含まれません。
- ◆ 他行分の借り換えはできません。
- ◆ 設備資金の借り換えは運転資金となります。
- ◆ 申込事業者が過去において税金料金等の滞納及び融資償還金返済の延滞履歴等を有する場合、事前協議が必要となります。

融資制度一覽

資金名	対象者	資金 用途	貸付 限度額	貸付期間 上限	据置期間 上限	連帯 保証人	担保
一般資金	経営の安定 又は合理化の ための資金を 要する方	設備	1,500万円	7年	12か月	要しない ※ただし、 法人は原則1人以上の連帯 保証人	必要に 応じて 徴する
		運転	2,000万円	5年			
小口資金	従業員20人 以下（商業又 はサービス業 （旅館業・娯 楽業を除く） は5人以下） の事業者で、 長野県信用保 証協会の債務 保証総額が 8,000万円を 超えない方	設備	1,000万円	7年	12か月		
		運転	1,000万円	5年			
小規模 企業発展 資金	小口零細企業 保証制度を 利用する方	設備 ・ 運転	2,000万円	10年	12か月		
後継者 育成資金	商工会長の 推薦する方	設備 ・ 運転	100万円	2年	6か月		
新規開業 支援資金	これから開業 しようとする 方、又は開業 1年未満の方	設備 ・ 運転	500万円	5年	12か月		

立入検査

資金運用の適正化を図るために、必要により立入検査をすることがあります。

資金の取り消し及び返還・利子補給の停止

次のいずれかに該当するときは、資金の交付の取り消し、又は、既に交付された資金の全部もしくは一部の返還、ならびに利子補給の停止をすることがあります。

- ① 規則及び資金交付の条件に違反したとき
- ② 事業を停止又は実施しないとき
- ③ 申請書類等に虚偽の掲載又は不正の行為があると認められたとき
- ④ 事業主（法人にあっては代表者を含む）に町税等の滞納が認められたとき

貸付利率・利子補助

町が借入れに係る利子の一部を負担します。利子補助期間は全期間の1/2（前半）です。

資金名	貸付利率	利子補助	利子補助後の利率
一般資金	2.5%	0.7%	1.8%
小口資金	2.5%	0.9%	1.6%
小規模企業発展資金	2.5%	0.9%	1.6%
後継者育成資金	2.5%	1.4%	1.1%
新規開業支援資金	2.5%	1.4%	1.1%

信用保証料の負担

町が全額又は一部を負担します。

事業者選択型経営者保証非提供制度の利用（※）		補助割合
利用なし		4 / 5
利用あり	0.25%上乗せ時	3 / 5
	0.45%上乗せ時	1 / 2

（※）事業者選択型経営者保証非提供制度

中小企業者が中小企業信用保険法第3条の2第1項の経済産業省令で定める要件を備えている法人である場合に、信用保証協会による債務の保証について信用保証料率の引上げを条件として経営者保証を提供しないものとするを中小企業者が選択できる制度

申込書類一覧

書類	注意点等	部数
あっせん申込書	辰野町ホームページに掲載しています	2
決算書（直近決算期分）	個人事業主の場合は、 確定申告書及び収支内訳書	2
試算表	決算期より6か月以上経過した場合	2
信用保証委託申込書 信用保証依頼書	金融機関から町に提出する際に添付	1
許認可証等の写し	許認可等の取得を要する業種の場合	2
町税等完納証明書 （未納がないことの証明）	原本と写しを1部ずつ提出	2
◇設備資金の場合 見積書、設計図、カタログ等の写し	・ 建築確認済証の写し （建築確認が必要な工事を行う場合） ・ 不動産売買契約書案等 （不動産を取得する場合） など	2

部数は、町用と金融機関用となります。

辰野町商工業誘致及び振興補助金

町内外の事業者が町内において行う設備投資を補助金をもって応援します。

該当要件		当該取得固定資産税相当額の交付割合				
		第1年度	第2年度	第3年度	第4年度	第5年度
土地	土地を取得した場合	100%	100%	100%	100%	100%
建物	町外の事業者が新規に工場等を取得した場合 (中古取得を含む)	100%	100%	100%	80%	60%
	町内の事業者が工場等を新增設した場合 (中古取得を含む)	100%	100%	100%	-	-
償却資産	新增設した場合	100%	-	-	-	-

注意事項

【共通事項】

- ◆ 町内へ進出する事業者や、現在町内にある事業者で青色申告をしている事業者が対象です。
- ◆ 自己の事業に使用する資産が対象です。他者が事業をするなど賃貸借関係の資産は対象外です。
- ◆ 固定資産税の対象となる資産の取得総額が、500万円以上の場合に対象となります。
- ◆ 固定資産の総額は、毎年1月1日から12月31日までに取得した分の合計額とします。
- ◆ 補助金申請の受付は、原則取得した翌年の4月1日から5月31日までです。
- ◆ 太陽光発電などの再生可能エネルギーのための土地及び設備の取得は対象外です。

【土地について】

- ◆ 土地の取得後3年以内に建物等の建設等が必要です。
- ◆ 建物を使用開始した年の翌年度から、土地と建物を合わせて補助します。
- ◆ 土地の取得後、建物等の取得が年をまたぐ場合、土地の補助を工場等と合わせた年から行います。
- ◆ 中古の建物等家屋を取得したことに伴う土地の取得も対象となります。

【建物について】

- ◆ 固定資産税の課税上、家屋に分類されるものが対象です。

【償却資産について】

- ◆ 新規・中古取得のみが対象です。
- ◆ グループ企業内の資産の移動は対象外とします。
- ◆ 補助金額の上限は、1,000万円です。

辰野町商業地域空き店舗等対策事業補助金

商業地域（※）の活力と賑わいを創出し、活性化を図るため、空き店舗、空き家、空き倉庫等を活用する事業者に対して、改修費や賃借料の一部を補助します。

	改 修 費	賃 借 料
補助対象物件	1. 3か月以上の間、空いている又は閉鎖の状態であること 2. 年度内に事業が完了（開店）すること 3. 出店しようとする空き店舗等において、2年以上継続して営業することが見込まれること 4. 主として、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」に規定する風俗営業、性風俗関連特殊営業及び接客業務受託営業、その他町長が不相当と認める業を営むための施設でないこと	
補助金額	補助対象物件の新築、改修工事に係る経費 補助率：1／2 限度額：30万円 ※設計監理委託料、事務用機器、調理器具、器物等備品を除く ※「改修」は、修繕、改装、増築及び設備 改善等の工事をいう	補助対象物件の賃借料で、出店してから12カ月間の当該経費 補助率：1／2以内 限度額：1か月あたり2万5千円 ※敷金、礼金、駐車場代、光熱水費、共益費等は含まない ※空き家を店舗として利用する場合、住居部分の賃借料は対象外とする
補助対象資格	<ul style="list-style-type: none"> ■ 工事請負業者は町内に住所又は事業所を有する者であること ■ 町税の滞納がないこと ■ 出店について、辰野町商工会の推薦を受けていること ■ 商店街等の関係者や地域住民と連携、協調して事業を行う意思があること 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 町税の滞納がないこと ■ 出店について、辰野町商工会の推薦を受けていること ■ 商店街等の関係者や地域住民と連携、協調して事業を行う意思があること

（※）商業地域：都市計画法に規定する商業地域又は近隣商業地域に指定された地域

お申込み手続き

事業内容を確認させていただいた上で、申請用紙をお渡しします。

役場産業振興課商工振興課までご相談ください。

お問い合わせ

辰野町役場 産業振興課 商工振興係（内線2145）

〒399-0493 辰野町中央1番地 TEL 0266-41-1111

【相談内容】

- 融資あっせん
- 辰野町商工業誘致及び振興補助金
- 辰野町商業地域空き店舗等対策事業補助金

辰野町役場 産業振興課 企業支援係（内線2154）

〒399-0493 辰野町中央1番地 TEL 0266-41-1111

【相談内容】

- 外注先や新規の取引先を探している
- 設備投資したいが補助金がないだろうか
- 空き工場や工場用地を探している
- 人材を探している
- 5S改善に取り組みたい

長野県 上伊那地域振興局 商工観光課

〒396-8666 伊那市荒井3497 TEL 0265-76-6829

【相談内容】

- 長野県中小企業融資制度

ホームページ等

【辰野町ホームページ】

融資・補助・支援制度等について掲載しています。



https://www.town.tatsuno.lg.jp/gyosei/s_higoto_sangyo/jigyoshien/1717.html

【たつのシゴト】

求人情報や町内企業の魅力を掲載しています。掲載料は無料です。



<https://www.tatsuno-job.jp/>



信州辰野町企業支援ガイドブック

2026年4月 発行

辰野町役場 産業振興課

商工振興係 / 企業支援係

TEL: 0266-41-1111 (代表)

FAX: 0266-41-4651

MAIL :sangyou@town.tatsuno.lg.jp

youchi @town.tatsuno.lg.jp